

## 第2部

# 環境の現状と県の取組

### <注釈>

※ 各指標には、進捗状況を把握するため、目標に対する達成率を記載している。  
達成率は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した「目安」と「現状値」の比で記載。

※ 原則として、指標の進捗状況は次の達成率により記載している。

達成率 120%以上	目標以上達成
達成率 100~120%	目標どおり達成
達成率 90~100%	概ね達成
達成率 90%未満	未達成



# 第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

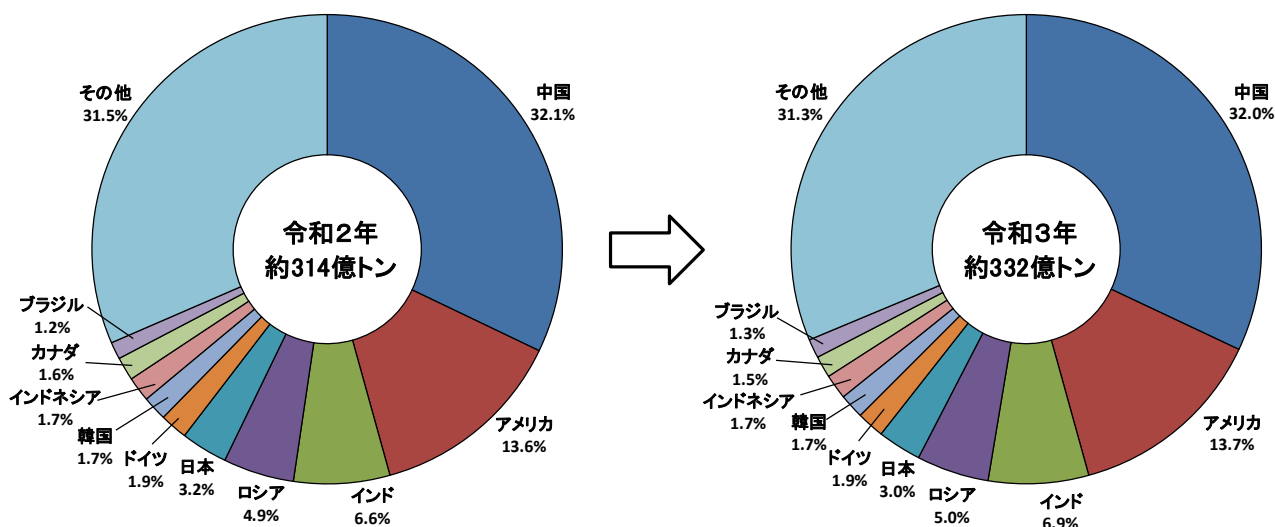
## 第1節 省エネルギー対策等の推進

### 1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

#### 【現状と課題】

#### (1) 世界の二酸化炭素等排出状況

世界各国における令和3年の二酸化炭素等温室効果ガス<sup>1</sup>の排出量は、年間約332億トンで、令和2年と比較して、約18億トン増加しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。



図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）

出典：エネルギー・経済統計要覧

#### (2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の令和2年度の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて24.0%減少、令和元年度に比べて11.9%減少しています。

令和2年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は3,191万トンで、県全体の73.2%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合（46.0%）と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

<sup>1</sup> 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（2013～2020年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

運輸部門からの排出量は515万トンで県全体の11.8%と二番目に大きな割合を占めています。

民生（家庭）部門からの排出量は414万トンで、県全体の9.5%を占めています。民生（家庭）部門の排出量は、世帯数や家電保有数の増加、家電の大型化等により取組が進みにくい側面があるため、家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は201万トンで、県全体の4.6%を占めています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と削減率（令和2年度）

区 分	H25 基準年度		R2 実績 <sup>※2,3</sup>		H25 からの削減率		県の削減目標 (目標年度：R7)
	国 (万 t)	県 (万 t)	国 (万 t)	県 (万 t)	国 (%)	県 (%)	
産 業 <sup>※1</sup>	61,886	4,094	47,980	3,191	▲ 22.5	▲ 22.1	H25 比 24%削減
運 輸	22,424	613	18,336	515	▲ 18.2	▲ 16.1	H25 比 16%削減
民生(家庭)	20,759	579	16,792	414	▲ 19.8	▲ 28.5	H25 比 41%削減
民生(業務)	23,727	405	18,145	201	▲ 22.7	▲ 50.5	H25 比 47%削減
廃 棄 物	2,990	45	2,982	41	▲ 0.3	▲ 8.2	H25 比 24%削減
合 計	131,787	5,736	104,235	4,361	▲ 20.9	▲ 24.0	H25 比 27%削減

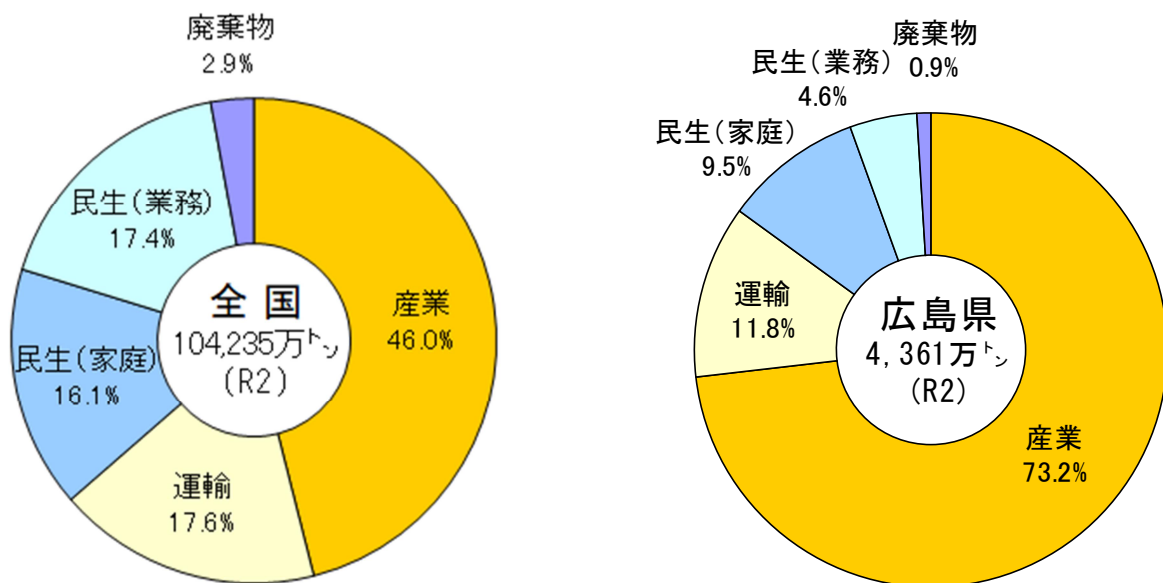
※1 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

※2 令和2年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力(株)の実排出係数(0.531kg-CO<sub>2</sub>/kwh)を用いて算出している。

※3 令和2年度の国の二酸化炭素排出量は、環境省「日本の温室効果ガス排出量」(R6.4月)から引用している。

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 全国と広島県の二酸化炭素排出量の部門別割合（令和2年度）



出典：環境省『日本の温室効果ガス排出量』

資料：県環境政策課

## 1 総合的・計画的な施策の推進

### 【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安 <sup>※1</sup>	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	温室効果ガス排出量（県全体）	万 t-CO <sub>2</sub>	5,903 (H25)	4,572 (R2)	4,327 (R7)	4,984	108.3%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

### 【取組状況】

#### （1）「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

2050年「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けて、本県の地球温暖化対策に係る計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】「広島県地球温暖化防止地域計画」の推進。

#### （2）広島県地球環境対策推進会議 [環境政策課]

本県の地球温暖化対策に県全体で取り組むため、「広島県地球環境対策推進会議」の体制を、知事をトップとする局横断組織として強化し、さらに推進会議の下に4つの部会（省エネ部会・再エネ部会・カーボンサイクル部会・県率先垂範部会）を設置しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】推進会議等の開催を通じて、「広島県地球温暖化防止地域計画」及び「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づく施策の推進や進捗管理等を実施。

## 2 産業・民生（業務）部門対策

### 【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安 <sup>※1</sup>	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（産業）	万 t-CO <sub>2</sub>	4,094 (H25)	3,191 (R2)	3,100 (R7)	3,514	109.2%	目標どおり達成
環境政策課	二酸化炭素排出量（民生（業務））	万 t-CO <sub>2</sub>	405 (H25)	201 (R2)	215 (R7)	294	131.6%	目標以上達成
環境政策課	電力使用量（民生（業務））	TJ	17,076 (H25)	9,259 (R2)	11,779 (R7)	13,986	133.8%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

**【取組状況】**

**(1) 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度**

**ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進** [環境政策課]

「生活環境保全条例」に基づき、県内の第1種<sup>2</sup>及び第2種エネルギー管理指定工場<sup>3</sup>に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況（温室効果ガス削減実施状況報告書）の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県条例の「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握・公表し、事業者の自主的な地球温暖化防止に向けた取組を促進。

指標項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画書提出事業所数	182	176	202	219	223	222	213	212
報告書公表数	170	173	191	216	210	216	213	212

**(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進**

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

**(3) 中小企業省エネルギー普及啓発・導入支援事業**

**ア 制度周知等情報発信** [環境政策課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】省エネ設備改修等を促進するため、業界団体等と連携したセミナーを3回開催した。令和6年度は、企業との共催など、発信効果の高い案件に絞って実施する。

**イ 補助金活用支援** [環境政策課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】企業等が行う省エネ設備改修における国補助金等の活用に向けた支援を行うため、相談会を7回開催した。令和6年度は、補助金に限らず省エネ支援制度のプログラムなど幅広くテーマを設定して実施する。

**ウ 伴走型省エネ支援** [環境政策課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】県内企業29社に対し、CO2排出量の可視化及び設備投資計画書作成を支援した。令和6年度は、ニーズの高いCO2排出量の可視化に重点を置いて実施する。

**(4) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業** [イノベーション推進チーム]

【令和5年度実績・令和6年度内容】専用ポータルサイトによる情報提供やイベントを通じた企業間交流の促進、脱炭素経営に資するコンサルティング支援を実施した。令和6年度はワークショップ等の実施による企業の課題抽出・解決策の検討・企業マッチングの支援及び、先進事例についてのモデル化創出に向けた実証を行う。

**(5) 県の事務事業における率先行動の更なる推進**

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P121）、太田川流域下水道事業（P122）、芦田川流域下水道事業（P122）

<sup>2</sup> 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算3,000k1以上の工場・事業場  
<sup>3</sup> 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算1,500k1以上3,000k1未満の工場・事業場

(6) 水産業スマート化推進事業（海面漁業におけるデジタル技術の活用）

ア ICT漁獲技術の実証 [水産課]

ICT漁獲技術導入によって生産性の向上を図るため、小型底びき網や小型定置網において操業の効率化に向けた手法を検討しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】

- ・底びき網漁業者グループ内での操業場所や漁獲量に関する情報の共有効果の検証
- ・ドローンボート搭載の魚群探知機により、定置網に漁獲されている魚の量を遠隔的に把握する試験

イ 技術習得支援 [水産課]

デジタル技術を活用した漁獲技術習得の効率化を図るため、ICT漁獲技術により操業状況を見える化した操業研修に取り組んでいます。

【令和5年度実績・令和6年度内容】ベテランの漁業者が漁業経験の浅い漁業者と操業場所や漁獲量を共有しながら指導する研修。

3 運輸部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度)	目安 <sup>※1</sup>	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（運輸）	万 t-CO <sub>2</sub>	613 (H25)	515 (R2)	518 (R7)	558	107.7%	目標どおり達成
環境政策課	次世代自動車 <sup>4</sup> 導入割合	%	17.8 (H30)	24.6 (R4)	31 (R7)	25.0	98.4%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化計画」<sup>5</sup>策定・公表制度の運用

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。令和5年度は77事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出し、県ホームページにて公表。

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自動車使用合理化計画書 及び報告書提出事業者数	80	80	81	83	85	77

イ 駐車時のアイドリング・ストップ [環境保全課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、県ホームページにより広報。

4 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。運輸要覧（中国運輸局）により広島県における保有台数を計上した。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

ウ 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、県ホームページにより広報。

(2) 低炭素型交通体系の推進

ア 自動車交通量削減対策の推進

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市計画課]

広島都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク&ライド<sup>6</sup>を始めとした交通需要マネジメント<sup>7</sup>施策など都市交通円滑化施策を推進しています。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクル（bikebiz 施策）などの取組を実施しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】パーク&ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等における啓発活動やグッズ等の作成を実施。

イ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課、道路整備課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等を整備。

(イ) 街路事業 [都市環境整備課]

道路交通の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の新設・拡幅、立体交差化、交差点改良等の道路構造の改善を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は、栗柄広谷線外13路線の整備を推進。令和6年度は、栗柄広谷線外12路線の整備を推進。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

a 信号制御の高度化

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市、福山市、東広島市及び呉市において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン<sup>8</sup>や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため、交通情報板、光ビーコン等による渋滞情報、規制情報等の積極的な広報を推進。

6 パーク&ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等を止め、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

7 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

10 8 光ビーコン：光(目には見えない近赤外線)を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。



エ 公共交通機関の利用促進 [公共交通政策課]

(ア) 公共ネットワーク情報提供・移動活発化推進事業

多様な公共交通機関の乗換を総合的かつ高度にシームレス化することにより、公共交通機関の利便性・速達性を向上させて、公共交通機関の利用促進による地域の活性化を図っています。

【令和5年度実績】令和5年度は、交通事業者へ公共交通の利用促進に向けたイベントのマニュアルを普及展開。

【令和6年度内容】令和5年度で本事業は終了し、令和6年度は、公共交通の利用促進については、「広島県地域公共交通ビジョン推進事業」に移行して市町や交通事業者と共に利用促進案の検討を実施。

(イ) 地域公共交通維持確保事業 (LRT システム整備事業)

【令和5年度実績・令和6年度内容】「広島都市圏 LRT 整備計画」に基づく広域的な鉄道路線への低床式路面電車の導入を促進。

(3) 物流の効率化等

ア 港湾物流の効率化 [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】臨海土地造成事業の推進。

イ カーボンニュートラルポート (CNP) の形成 (公共事業) [港湾漁港整備課]

港湾やその周辺の地域の脱炭素化を目指すため、港湾脱炭素化推進計画の策定に向けた取組を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】港湾脱炭素化推進計画の策定。

(4) 低公害車等の導入拡大

ア 完全自立型 EV シェアリングステーションの実証事業 [環境政策課]

誰もがEVを利用しやすい環境の創出や、移動できるEVのメリットを活かした災害時の電源確保など、ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和4年4月から、広島県立広島産業会館 (広島市南区) に電力系統から分離・独立したソーラーカーポートを設置するとともに、再生可能エネルギーを使用したEVを県、民間事業者等により共同利用し、課題等の検証を実施。

イ EVバス導入支援 [公共交通政策課]

交通事業者がEVバスを導入する際に必要な費用の一部を補助し、導入したEVバスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有を行うことで、県内の交通のグリーン・トランスフォーメーションを推進します。

【令和5年度実績】EVバス車両、充電設備等の導入設備費用の一部の補助を実施。

【令和6年度内容】導入したEVバスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有。

(5) エコドライブ等の普及

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」を定め、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】自動車合理化計画による低公害車の導入促進及び県ホームページによる広報、「県自動車使用合理化計画」の改定（令和5年度）。

イ 燃費向上に資する環境（省エネ）対策支援 [公共交通政策課]

交通事業者（バス、旅客船、タクシー）が実施する燃費向上に資する環境（省エネ）対策に必要な費用の一部の補助を実施しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は、エコタイヤ導入、デジタル運行記録の導入及びその解析結果をもとにしたエコドライブ指導、低燃費型船底塗料導入などに対する費用の一部の補助等を実施。令和6年度についても、継続した支援を実施。

(6) 県自らの電動車の率先導入

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P121）

4 民生（家庭）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R5）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 （民生（家庭））	万 t-CO <sub>2</sub>	579 （H25）	414 （R2）	344 （R7）	442	106.3%	目標どおり達成
環境政策課	電力使用量（家庭）	TJ	23,711 （H25）	21,327 （R2）	19,474 （R7）	21,239	99.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 低炭素型まちづくり、建築物の省エネ性能向上の促進

ア 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の普及 [建築課]

二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物を「低炭素建築物」と定義し、市街化区域等内で新築等を行う場合、一定の基準に適合する建築計画について認定制度を設け、認定建築物を普及・啓発することで、都市の低炭素化の促進を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和5年度は、低炭素建築物の認定件数 201 件。

イ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネ建築物の普及 [建築課]

①大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置及び②省エネ基準適合認定建築物の表示制度又は誘導基準に適合した性能向上計画認定建築物の容積率特例の誘導措置を講じることにより、建築物の省エネ性能の向上を図っています。

9 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えるなどが挙げられる。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和5年度は、省エネ基準適合義務付け建物に係る届け出件数416件、性能向上計画認定建築物の申請件数105件。

ウ スマートハウス等の普及・啓発 [環境政策課]

太陽光発電や蓄電池などを有効活用し、空調等のエネルギー効率が高いスマートハウス等省エネ住宅の普及啓発を行います。

【令和5年度実績・令和6年度内容】スマートハウス等を導入するメリットや国の補助事業に係る情報を整理し、セミナーやイベント等による普及啓発を実施した。令和6年度は、既存住宅の多くが省エネ基準を満たしていないことから、断熱改修の推進を図るためのセミナー等を実施する。

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 省エネ活動等を通じたコミュニティの再生

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(4) 地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援 (P13)

(5) 省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

ア 県民運動の支援

(ア)「ひろしま環境の日」の普及 [環境政策課]

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と決めました。また、その取組として、平成23年6月から、「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】募集開始からこれまでに、「ひろしま環境の日」行動宣言に1,665団体が登録(令和6年3月末時点)。令和6年度からは、該当ホームページを刷新する等し、引き続き、行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施する。

(イ) マイバッグ運動の推進(環境保全活動支援事業)[環境政策課]

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得て、「広島県におけるマイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定書」を締結し、平成21年10月1日から取組を継続しています。なお、法令の改正により全国で令和2年7月からレジ袋の有料化が始まりました。

【令和5年度実績・令和6年度内容】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。

<レジ袋削減枚数・辞退率・参加店舗数>

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
削減レジ袋(万枚)	7,366	22,304	18,969	16,462	19,348	15,253
辞退率(%)	85.6	86.4	86.6	85.5	85.1	84.8
参加店舗数	332	317	332	332	299	271

※業務提携やレジシステムの変更などにより、一部データを取得できなかった店舗がある。

(ウ) 家庭等における取組支援 [環境政策課]

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベント、「環境の日」ひろしま大会などを開催。

※ 関連事業：環境学習講師派遣 (P107)

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）[環境政策課]

広島県地球温暖化防止活動推進センター<sup>10</sup>（脱温暖化センターひろしま）と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援しています。

広島県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化に関する啓発・広報活動、地球温暖化対策地域協議会の支援、地球温暖化防止活動推進員の養成、家庭におけるエネルギー使用量に関する調査活動などに取り組んでいます。

【令和5年度実績・令和6年度内容】県内の地球温暖化対策地域協議会<sup>11</sup>（15市町21団体）の持続的な運営に向けた支援などを実施。

(オ) 脱・温暖化フェアの開催 [環境政策課]

省エネを中心とした家庭における環境配慮行動を促すため、省エネ工作や省エネ相談など親子で楽しめる体験型環境学習の機会を提供しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は8月29日（火）に広島市中区基町の「シャレオ中央広場」にて開催、令和6年度は同所にて7月24日（水）に開催。

イ CO<sub>2</sub>削減／ライトダウンキャンペーンの推進 [環境政策課]

地球温暖化問題を考える機会として、夏至の日から七夕の日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるCO<sub>2</sub>削減／ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム<sup>12</sup> 会員企業・団体へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯を実施しています。

ウ ひろしまクールシェア<sup>13</sup>の推進 [環境政策課]

夏季の節電及び省エネの取組として、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を実施しています。

【令和5年度実績】夏季は、参加協力施設を募って実施する従来のクールシェアを再開し、冬季は家庭での省エネ行動の実践を促すウォームシェアを実施する。

【令和6年度内容】夏季は7月13日から9月16日までの間、県内の公共施設や商業施設を募って実施。冬季は家庭での省エネ行動の実践を促すウォームシェアを実施する。

<ひろしまクールシェア参加施設数>

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
参加公共施設数	196	137	165	209	239	245	267	中止	—	—	128
参加商業施設数	215	244	354	413	448	444	839	中止	—	—	774

※令和3年度、令和4年度はクールシェア参加施設を募っていないため、施設数は未掲載。

10 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成12年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

11 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

12 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

13 クールシェア：エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。例えば、家庭において複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。

エ 長期優良住宅<sup>14</sup>の普及促進 [住宅課]

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿命化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は、長期優良住宅の認定戸数2,411戸。長期優良住宅建築等計画の認定申請について、県ホームページ等による広報を実施。

オ 家庭における省エネ行動促進事業 [環境政策課]

県民が地球温暖化問題への理解を深め、日常生活における手軽な省エネ行動を実施することで、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量が削減されることを目指し、県民が地球温暖化問題に「関心を持つ」ことから、具体的な「行動する」につなげていきます。そのため、家庭での省エネに対してライフスタイルに応じたアドバイスを行う「うちエコ診断」の受診を促進しています。

「うちエコ診断士（環境省認定資格）」による個別診断のほか、令和3年4月に環境省が運用開始した「うちエコ診断WEBサービス」の受診を促進しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】「うちエコ診断士」による個別診断及び「うちエコ診断WEBサービス」の受診促進。

<「うちエコ診断」受診世帯数>

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
「うちエコ診断」受診世帯数	454	1,016	1,643	2,107	2,687	3,333	5,689

カ 省エネ機器導入支援事業 [環境政策課]

家庭における消費電力の1～2割を占めている照明器具のLED化を促進する取組みとして、対象店舗でLED照明器具を購入した県内在住者を対象に、購入経費に対してポイント等を交付する「ひろしまLED照明器具購入応援」キャンペーンを実施。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は、約2万3千件の申請があり、3万台を超える買い換えに繋がった。令和6年度も6月20日より、キャンペーンを実施する。

5 廃棄物部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値（R1）	現状値（R5）	目標値（目標年度）	目安 <sup>※1</sup>	指標の達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（廃棄物）	万t-CO <sub>2</sub>	45（H25）	41（R2）	34（R7）	39	94.9%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 廃棄物処理における熱回収（サーマルリサイクル）<sup>15</sup>等の推進

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P35）

14 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

15 熱回収（サーマルリサイクル）：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。



## 2 その他温室効果ガス削減対策の推進

### 【現状と課題】

#### (1) フロン類<sup>16</sup>対策の推進

オゾン層<sup>17</sup>は上空の成層圏にあり、有害な紫外線を吸収して、地球上の生物を守っていますが、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）などのフロン類は、大気中に放出されるとオゾン層まで到達して、オゾン層を破壊してしまいます。そのため、オゾン層を破壊しない代替フロンであるHFC（ハイドロフルオロカーボン）への転換が進められてきましたが、温室効果が大きい物質となっています。

このため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊など、排出抑制の徹底を図る必要があります。

### 【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度) (R7)	目安 <sup>※1</sup>	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課 環境保全課	その他ガス排出量	万 t-CO <sub>2</sub>	167 (H25)	211 (R2)	117 (R7)	138	47.1%	未達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
その他ガス排出量	エアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒について、オゾン層破壊物質であるフロンから代替フロンへの転換が進んだこと、全国的に機器廃棄時等のフロン類回収が十分になされていないことによる。	フロン排出抑制法改正による規制の強化（令和2年4月施行）を踏まえ、機器管理者、充填回収業者、建設業者等に対する監視指導を適切に実施し、フロン類回収の徹底を図る。

### 【取組状況】

#### (1) フロン類対策の徹底

##### ア フロン排出抑制法に基づくフロン類の充填・回収 [環境保全課]

「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施しています。また、充填・回収に関する基準の遵守徹底及び行程管理制度の導入等について適正な執行を図っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】 令和5年度は71者を新規に登録し、年度末での登録業者数は906者。47件の立入検査を実施。

※ 関連事業：家電リサイクル法の推進（P34）、自動車リサイクル法の推進（P36）

16 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFC（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定されたCFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCを対象として、規制を行っている。

17 オゾン層：オゾン層は地上10～50kmの大気圏にあり、約20km付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子3個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて2個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

## 第2節 再生可能エネルギーの導入促進

## 【現状と課題】

温室効果ガスの削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日射量が多いという本県の地域特性及び国等の補助制度、電力固定価格買取（FIT）制度<sup>18</sup>等により、太陽光発電の導入が進んでおり、令和4年度末のFIT制度に基づく太陽光発電設備の導入容量は1,828千kWとなっています。

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

さらに、本県では、RDF<sup>19</sup>による廃棄物発電を行う「福山リサイクル発電事業」を推進しており、令和5年度発電量は約61百万kWhとなっています。

## 【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度)	目安 <sup>※1</sup>	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	太陽光発電設備導入量	千kW	1,359	1,828 (R4)	1,669 (R7)	1,514	120.7%	目標以上 達成
環境政策課	バイオマス発電設備 導入量		128	280 (R4)	128 (R7)	128	218.8%	目標以上 達成
環境政策課	廃棄物発電設備導入 量		68	72 (R4)	68 (R7)	68	105.9%	目標どお り達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

## 【取組状況】

## (1) 太陽光のエネルギー利用の促進

## ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業 【環境政策課】

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組んでいます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元しています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】メガソーラー発電所を適切に管理・運営するとともに、売電を継続し、その収益の地域還元事業として、地域における温暖化対策活動や幼稚園・保育園における創エネ・省エネ設備（省エネ型エアコン、太陽光発電システム等）の導入、家庭における省エネ機器の導入、中小企業における省エネ設備等の普及啓発・導入支援等を実施。令和6年度からは、新たに、自家消費型太陽光発電やマイクロ小水力発電等の再エネ導入に関する取組を実施する。

## &lt;パネル容量、発電実績&gt;

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
パネル容量（Mw）	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4
発電実績（千Kwh）	12,440	12,553	12,556	12,690	12,305	12,818	11,815

18 電力固定価格買取制度（FIT: Feed-in Tariff）：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者が調達を義務付ける制度。

19 RDF: Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

<創エネ・省エネ設備導入促進補助金>

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
補助件数（件）	6	16	17	14	6	3	6
補助金額（千円）	29,480	63,784	77,335	63,733	25,686	13,088	25,536

<温暖化対策活動促進補助金>

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
補助件数（件）	17	25	24	12	27	21	16
補助金額（千円）	6,043	8,427	7,098	2,872	4,117	5,167	5,263

イ 県有施設太陽光発電導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（2施設）の屋根の上へリース方式により太陽光発電設備を設置しています。

【令和5年度実績】リース方式による太陽光発電設備の運営。発電実績：123千kWh

【令和6年度内容】リース方式による太陽光発電設備の運営。

ウ 県営住宅整備事業 [住宅課]

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより、地球温暖化対策に努めています。建替えを行う県営住宅において、長い耐用年数を見据え、住戸内の断熱性の向上などにより省エネルギー化を推進します。

【令和5年度実績】県営熊野住宅南ブロック1期新築工事(R4～R6)

県営引野住宅Aブロック1期新築工事(R4～R6)

【令和6年度内容】県営熊野住宅南ブロック1期完成（令和7年1月）

県営引野住宅Aブロック1期完成（令和6年8月）

エ 課題解決型太陽光発電施設導入事業 [環境政策課]

自家消費型太陽光発電の普及に向け、休日の電力需要低下による余剰電力を蓄電池により活用する等、導入における課題を解決するモデル事業への支援を新たに実施します（令和6年度新規事業）。

【令和6年度内容】5月～7月に補助事業を公募

(2) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

ア 里山<sup>20</sup>バイオマス利用促進事業 [環境政策課]

市町や住民団体などが一体となって、里山林の手入れによって搬出された木質バイオマスを地域で活用する仕組みづくりに取り組む市町に対して普及啓発を通じた支援を行う。

【令和5年度実績】令和5年度は環境問題、里山の保全活動に関心のある学生に対して、木質バイオマス知識の習得や活動意欲向上を目指す研修として『環境学習』を実施しました。

また、全県的な実践コミュニティづくり（県民同士のコミュニティ形成、強化）を図る『全体交流研修会』を開催しました（令和5年度をもって事業終了）。

20 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。



**(3) 小水力のエネルギー利用の促進**

**ア ダム小水力発電推進事業** [農業基盤課・河川課]

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進しています。

※ 関連事業：工業用水道事業・水道用水供給事業 (P123)

**イ 水道施設未利用水力等ポテンシャル調査事業** [環境政策課]

マイクロ小水力発電の普及に向けた、市町等の水道施設における未利用小水力の導入ポテンシャル調査を実施します（令和6年度新規事業）。

**(4) その他のエネルギーの有効利用**

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進 (P35)、太田川流域下水道事業 (P121)、芦田川流域下水道事業 (P121)

**(5) 再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組**

**ア 再エネ電力の自家使用や再エネ電力契約に係る情報提供** [環境政策課]

【令和5年度実績・令和6年度内容】家庭や事業者に対し、再生可能エネルギー（再エネ）電力について、建物屋根などに太陽光発電設備を設置し、その電力を活用する方法や、電力契約を小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」に切り替える方法などについて、ホームページ等を活用して広報。

**(6) カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業（再掲）** [イノベーション推進チーム] (P8)

## 自家消費型太陽光発電設備の設置について

県では、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、2030年度までに県自らの事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を2013年度比で55%削減することを目標としています。主に、「県有施設照明のLED化」や「県設置信号機のLED化」、「太陽光発電設備の導入」、「再エネ電力の調達」、「公用車の電動化(HV化)」の5つの削減対策を重点的に実施しています。

### □ 県本庁舎の屋上に太陽光発電設備を設置しました！

上記削減対策の中の「太陽光発電設備の導入」の一環で、県本庁舎の屋上に太陽光発電設備を設置し、令和6年8月1日から発電を開始し、電力の自家消費を行っています。

また、太陽光で発電した電力量がリアルタイムで確認できるように、「デジタルサイネージ」を県庁南館1階のふれあいコーナーに設置しています。



今回の県本庁舎屋上への太陽光発電設備の設置は、PPA（電力購入契約）により、行いました。

### □ 「PPA（電力購入契約）」とは？

「PPA」とは、施設や土地に発電事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力をその施設・土地の所有者が使用し、使用料に応じた電気料金を設置業者へ支払うといった、第三者所有による設置手法です。

※PPA：Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略。

### □ 皆様へ！

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減はもちろんのこと、停電時にも一定の電力使用ができるため、防災性の向上にも繋がります。

また、太陽光発電設備の設置については、多額の初期費用がかかると思われがちですが、導入方法によっては、初期費用ゼロで、行うことができますので、ぜひ、ご検討ください。

## 第3節 カーボンサイクルの推進

### 1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進

#### 【現状と課題】

化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出を大幅に低減していくことが求められる中、国が令和元（2019）年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、CCS・CCU／カーボンリサイクル<sup>21</sup>を推進することとしています。

また、国が令和5（2023）年6月に改訂した「カーボンリサイクルロードマップ」においても、カーボンリサイクルは、再生可能エネルギー、原子力、水素・アンモニアとともに、日本の脱炭素化と産業政策やエネルギー政策を両立するための「鍵」となる重要なオプションの一つと位置付けています。平成21（2009）年10月国連環境計画（UNEP）の報告書では、海洋における炭素固定効果の重要性が指摘（ブルーカーボンと命名）されており、二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボン生態系を活用する取組が進められつつあります。

本県では、大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験が進められているほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点の整備が行われています。

カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。カーボンリサイクル技術については、グローバルな課題解決やSDGsの推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組が求められています。陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組みの構築が求められています。

#### 【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
イノベーション推進チーム	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	5 (R2)	12	基準年度値より増加 (R7)	5	240.0%	目標以上達成
環境政策課	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	1 (R2)	2	基準年度値より増加 (R7)	1	200.0%	目標以上達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

21 カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

## 【取組状況】

### (1) 広島型カーボンサイクル<sup>22</sup>の推進

#### ア 環境・エネルギー産業集積促進事業 [イノベーション推進チーム]

国は大崎上島にカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点を整備しており、こうした国の新たな取組と一体となって、企業や研究開発機関などの誘致を推進していくため、令和3年度に産学官で組織する広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会を立ち上げ、協議会での議論を踏まえて、本県の強みを生かしながら、当面の進む方向性を整理した広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想を策定しました。

令和4年度には、県独自のカーボンリサイクル関連技術研究・実証補助金を創設し、共同研究やプロジェクト創出を目的としたマッチング支援を行うなど、本県にカーボンリサイクルの研究に魅力的な環境を作ることにより、企業や研究開発機関などの県内への集積を図る取り組みを始めています。

#### イ 海洋プラスチック対策 [環境保全課]

海洋プラスチックごみによる新たな汚染を防止するため、令和3年度に企業等と設立したプラットフォームにおいて、代替素材の普及・促進といったプラスチックの使用量削減に取り組んでおり、石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等への代替を促進することにより、海洋プラスチックごみ対策とあわせて、カーボンニュートラルを推進していきます。

※ 関連事業：海洋プラスチック対策 (P78)

#### ウ 広島県地球環境対策推進会議

※ 関連事業：カーボンサイクル部会 (P7)

### (2) カーボンニュートラルレポート (CNP) の形成 (公共事業) (再掲) [港湾漁港整備課] (P11)

## 2 森林吸収源対策の推進

### 【現状と課題】

本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる612千ha (令和5年10月現在) で、そのうち民有林面積は563千haと、森林面積の92%を占めており、これらの森林の適切な管理を通じた、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

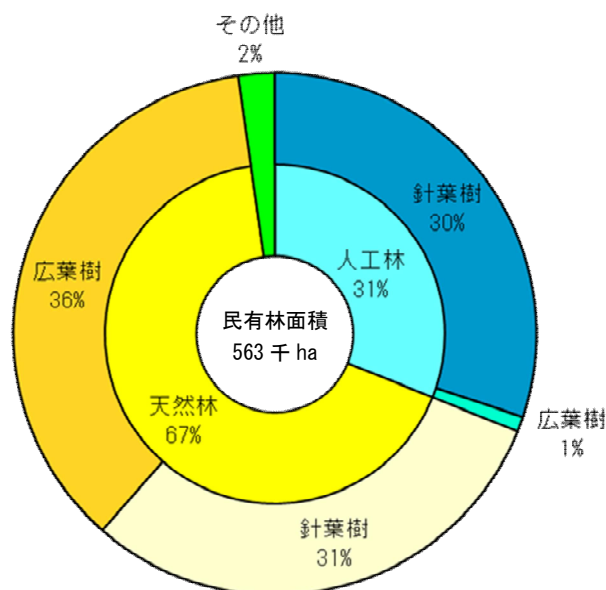
しかしながら、林業事業者による森林の長期的な安定経営が確立されておらず、手入れ不足人工林がまだまだ存在しています。

このため、経営力の高い林業経営者による林業経営適地<sup>23</sup>の持続的な経営管理や、地域住民等による里山林管理、公的管理により、手入れ不足人工林の整備を進める必要があります。

<sup>22</sup> 広島型カーボンサイクル：二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) を炭素資源 (カーボン) と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

<sup>23</sup> 林業経営適地：現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林

図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



資料：県林業課「林務関係行政資料」（令和5年10月）

### 【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度) (R7)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
森林保 全課	手入れ不足人工林 の間伐面積	ha	617 (R1)	857	1,050 (R7)	906	94.6%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

### 【取組状況】

#### （1）森林整備の推進

##### ア 林業・木材産業等競争力強化対策事業、造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

（林業・木材産業等競争力強化対策事業）

【令和5年度実績】間伐（262ha）、林内路網整備（71,587m）

高性能林業機械導入（2台）

【令和6年度内容】間伐（211ha）、林内路網整備（47,975m）

（造林事業（育成林整備事業））

【令和5年度実績】森林整備面積：1,807ha

【令和6年度内容】森林整備面積：1,981ha

##### イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【令和5年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（577ha）、住宅分野に県産材を使用する取組みへの助成等。



里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（166ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、小規模林業経営を行う団体等に対する助成など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビ番組、テレビCM、WEB広告、新聞広告、市町広報誌、ホームページによる情報発信等。

【令和6年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、住民団体等の森林整備活動支援、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

#### ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

住宅建築会社等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁、柱、土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

＜県産材製品消費量＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
県産材製品消費量 (m <sup>3</sup> )	19,672	19,139	20,601	23,980	25,936	25,287	24,094

#### エ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内人工林における伐採収穫後の再造林を促進するため、短期間で成長し、高強度で建築材等への多様な利用が可能な早生樹「コウヨウザン」の造林技術の確立を目指し、試験研究に取り組んでいます（令和4年度～6年度）。

### (2) 保安林<sup>24</sup>等による保護・保全措置の推進

#### ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域<sup>25</sup>等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【令和5年度実績・令和6年度内容】令和5年度は自然保護協力奨励金として1,076件、2,749千円、立木損失補償金として257件、14,481千円を交付。令和6年度も同様に予定。

#### イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源<sup>かん</sup>涵養、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めています。

【令和5年度実績】69件、199haの森林を保安林に指定。13件、2.4haの保安林の指定を解除。

【令和6年度内容】45件を指定見込み。

#### ウ 治山事業（保安林整備事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

24 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

25 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

(3) カーボンオフセット<sup>26</sup>・クレジットの取得

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、CO<sub>2</sub>排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【令和5年度実績】重之尾事業地で取得したカーボンオフセット・クレジット142t-CO<sub>2</sub>を販売。

【令和6年度内容】今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

< 県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却 >

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4	R5
取得 (t CO <sub>2</sub> )	—	—	—	325	—	—
売却 (t CO <sub>2</sub> )	120	125	112	100	177	142

26 カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO<sub>2</sub>について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

## 第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

### 【現状と課題】

近年、豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。広島県でも、平成30年7月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクはさらに高まることが予測されています。

図表 1-4-1 広島県内測定局における平均気温（5年平均）の変化（単位：℃）

測定局	平均気温	1915-1919年	1980-1984年	2015-2019年	
			(増減)		(増減)
広島	14.8	14.8	0.0	16.8	+2.1
呉	15.2	15.2	0.0	16.8	+1.6
福山	—	14.3	—	15.9	+1.6
東広島	—	12.7	—	14.0	+1.4
三次	—	12.5	—	13.9	+1.4

出典：気象庁 HP 気象統計資料より作成

本県の平均気温は、昭和55（1980）年～昭和59（1984）年と平成27（2015）年～令和元（2019）年の5年平均と比較すると、県内5地点で平均1.6℃上昇しています。

このように、地球温暖化その他の気候の変動（気候変動）に起因して、生活、社会、経済や自然環境へ気候変動影響が生じていること、さらにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、平成30（2018）年6月に気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

図表 1-4-2 広島県における対策が必要な重要分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稲、果樹、病害虫・雑草
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種、外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症
健康	感染症	節足動物媒介感染症
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等（都市における熱ストレス・睡眠阻害、不快感等）
基盤的施策（全般的な情報収集等）		



「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（平成27（2015）年3月 中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会）において示された、気候変動適応における7つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と広島県における現況を踏まえると、優先順位が高い項目については、特に、情報収集等を含めた適応への取組が求められます。

また、これら以外の項目についても、継続的に情報収集し、必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められます。

**【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】**

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R5)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	気候変動適応策の認知度	%	18.2 (R3)	15.4 (R5)	基準年度値より増加 (R7)	18.2	84.6%	未達成
みんな で減災 推進課	避難の準備行動が できている人の割合	%	13.6※2 (R1)	9.9※3 (R5)	50 (R7)	38	26.1%	未達成
河川課	河川氾濫により床上 浸水が想定される家屋数※4	戸	約18,000 (R2)	約16,800 (R5)	約16,700 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5
砂防課	土砂災害から保全 される家屋数	戸	約116,000 (R2)	約127,000 (R5)	約129,000 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる5つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※3 ※2に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※4 河川毎に計画規模（年超過確率1/10～1/100）の洪水を想定

※5 事業効果が発揮されるまでに一定の期間を要すること等から、指標の達成率については目標年度で評価する。なお、各年度の進捗状況については、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」に掲げるKPIにより管理している。

<未達成の項目の要因と今後の対応方針>

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
気候変動適応策の認知度	県民意識調査の結果、60代の認知度が13.6%、北部地域における認知度が9.5%と他年代や他地域と比較して低いことによるもの。	セミナー等の開催や広報誌の発行等により、気候変動適応策の普及・啓発に取り組む。
避難の準備行動ができている人の割合	指標の構成要素は、「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画に掲げた、5つの個別指標を全て実践していると回答した人の割合を集計しているが、この個別指標のうち、特に「マイ・タイムラインを作成している人の割合」が低かったことに伴って未達成となったもの。	様々な媒体による広報プロモーションを展開することで、LINEを活用したマイ・タイムラインの普及促進を図るほか、住民避難訓練の場などを活用して地域防災タイムラインの普及促進に取り組む。

**【取組状況】**

**(1) 気候変動適応に係る情報の収集及び発信**

効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うため、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして、「ひろしま気候変動適応センター」を令和3年4月1日に、広島県立総合技術研究所保健環境センター内に設置しました。

**(2) 地球温暖化への適応策の検討**

**ア 地球温暖化防止計画の推進** [環境政策課]

**【令和5年度実績・令和6年度内容】**

項目	令和5年度実績	令和6年度内容
気候変動適応に係る情報の収集及び発信	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー(78名参加)、県内研究機関等の意見交換会(2回)を開催するなど、適応策を推進した。また、令和4年度から気候変動に係る広報誌の作成・発行をし、情報発信を行っている。	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー、地域気候変動に関する意見交換会の開催及び情報の収集、発信を行う。

**イ 総合技術研究所における研究** [研究開発課]

**【令和5年度実績・令和6年度内容】**

項目	令和5年度実績	令和6年度内容
高温登熟障害に強い多収穫酒造好適米の開発	高温耐性の新品種「広系酒45号」について、安定多収・高品質となる施肥基準を明らかにし、栽培農家やJA等の支援機関への情報発信を行った。	—

**(3) 重要な分野・項目に係る適応策の推進**

**ア 農業分野**

収穫量推移や技術相談内容をモニタリングし、必要に応じて、新品種の検討などを行います。

また、水稻のうち、うるち米については、高温耐性品種「恋の予感」及び「あきさかり」を、酒造好適米では、総合技術研究所で育成した高温耐性で、かつ多収性の新品種「広系酒45号」(商標名「萌えいぶき」)をそれぞれ県奨励品種に位置付けて普及に取り組みます。

果樹については、気象変動が大きくなる中で、低温に弱いレモンが予期しない強い寒波に襲われ、果実や樹体が深刻な被害を受けることから、低温遭遇による被害回避を目的として、気象観測による収穫優先マップの作成に取り組むとともに、病害虫対策については、発生状況のモニタリングに基づいて適時に防除指導を実施しています。

**イ 自然生態系分野**

イノシシやニホンジカなど、野生生物のモニタリングを継続し、外来生物<sup>27</sup>等の侵入・定着の防止や防除の促進を実施しています。

<sup>27</sup> 外来生物：国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。

### ウ 自然災害・沿岸域分野

災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となった「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」に取り組んでいます。また、洪水氾濫を未然に防ぐため、河道拡幅等のハード対策や堆積土砂等の除去を実施するとともに、住民の適切な避難行動につながるよう、水害リスクの正しい理解を深める取組や、よりきめ細やかな防災情報の提供等、ソフト対策の充実・強化を図るとともに、国などと連携して気候変動適応に係る情報を収集し、将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味した対策を検討しています。

さらに、土石流・がけ崩れ等の土砂災害に備え、ハード対策を着実に進めるとともに、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化により、ハード整備の施設能力を超えた災害が起きることも想定されることから、災害リスクに対し適切な避難行動につなげるためのソフト対策を実施しています。

### エ 健康分野

熱中症の予防や対策について、リーフレットの配布等による普及啓発を実施するとともに、デング熱について、SNS等の活用による普及啓発実施しています。

また、気候変動適応法の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、熱中症対策が強化され、新たに、熱中症特別警戒情報<sup>28</sup>の発表や市町による指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）<sup>29</sup>、熱中症対策普及団体<sup>30</sup>の指定等が制度化されました。

### オ 県民生活・都市生活分野

都市における熱ストレス、睡眠障害、不快感等について、広く周知、理解を図るとともに、クールビズ、クールシェアなどの運動などを推進しています。

28 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）：県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される。

29 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）：危険な暑さから避難できる場所として、熱中症特別警戒情報の発表期間中、一般に開放される、市町長が指定した施設のこと。

30 熱中症対策普及団体：熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を、市町長が「熱中症対策普及団体」として指定できる制度

## 気候変動への適応の取組

2023年の夏は、全国的に気温が高くなり、全国の年平均気温は過去最高を記録しました。地球温暖化による気候変動により、気温は上昇傾向を示しており、全国の直近5年の年平均気温は、1898年の統計開始以降のトップ5となっています。

### □ 改正気候変動適応法が全面施行

夏の高温により、熱中症による健康被害が増加しています。近年は、全国の熱中症による死亡者数が1,000人を超える年が頻発しており、自然災害(震災等の大規模災害を除く。)の死亡者数を上回っている状態です。そこで、気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が改正され、熱中症警戒アラートが「熱中症警戒情報」として法に位置付けられ、重大な健康被害が発生するおそれのある場合には、その一段上の「熱中症特別警戒情報」を発表することとされました。また、「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」や「熱中症対策普及団体」を、各市町長が指定できる制度が創設されました。

### □ 熱中症特別警戒情報、熱中症警戒情報

気温、湿度等から算出した暑さ指数(WBGT※)が、35または33を超えると予測されたときに発表されます。これらの情報が発表されたときは、熱中症警戒情報等が発表された地域では、気温が著しく高くなり、熱中症による健康被害が発生するおそれがあります。

※ 暑さ指数(WBGT):熱中症を予防することを目的として提案された国際的指標。

	熱中症特別警戒情報 (新規)	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート)
位置づけ等	・熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (過去例のない広域的な危険な暑さを想定)	・熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合
発表基準	・県内全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35に達する場合	・府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33に達する場合
発表タイミング	・前日10時頃時点の予測値を基に前日14時頃に発表	・前日17時頃及び当日5時頃時点における予測値を基に発表
情報の周知方法	・国が直接HPや報道機関を通じて周知 ・県が市町を通じて周知	・国が直接HPや報道機関を通じて周知

### □ クーリングシェルター

熱中症特別警戒情報が発表されたときに開放される指定暑熱避難施設です。施設名については、市町のHP等で公表されています。

また、県の事業として実施している「ひろしまクールシェア」参加施設についても、引き続き、熱中症予防に活用ください。

国の熱中症警戒情報等の情報を活用し、こまめな水分・塩分補給やエアコンの適切な使用などによって、熱中症を予防しましょう。

(広島県ホームページ)気候変動適応法の改正による熱中症対策の強化について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/45/kikouhenndoutekiouhou.html>



クーリングシェルター・マーク

